頁 新 38 第3部 検証の対象と判断規準 第1章 検証の対象 1 (現行のとおり) 2 過去に認定を受け、次期の計画期間に継続して認定を受けるために認定申請 をする事業所の根拠書類との突合確認の対象 第3計画期間に優良特定地球温暖化対策事業所として認定された事業所が第 4計画期間に継続して認定を受けるために行う認定申請においては、次の条件 を同時に満たす評価項目に係る根拠書類との突合確認を省略できる。 ・表3.1に示す評価項目であること ・第3計画期間に提出し、東京都に認定を受けた評価書及び調書(以下「第3 期評価書・調書 という。)と第4計画期間の認定申請における評価書と調書 (以下「第4期評価書・調書」という。)を比較し、評価点が変更されていな い評価項目であること。 この事業所の検証において、検証主任者等は、検証前の事前確認において東 京都に連絡することで、認定申請事業所の同意がある場合、東京都から第3期 評価書・調書を受領することができ、第3期評価書・調書と第4期評価書・調 書を比較することができる。

検証機関は、表3.1 に記載のある各評価項目の評価点の欄を比較し、変更されている評価項目を対象として、根拠書類との突合確認等を行う。この場合、評価点に変更が無く、根拠書類との突合確認等を行わなかった評価項目は、検証チェックリストの適合の欄で「○」の印を選択し、不備あり又は不明等の判断理由の欄に"評価点に変化無し"と記入する。

なお、<u>上述の条件に該当する評価項目であっても、検証機関が事業所の状況</u> を確認し、必要に応じて根拠書類との突合確認の対象とすることができる。 第3部 検証の対象と判断規準

第1章 検証の対象

- 1 (略)
- 2 過去に認定を受け、次期の計画期間に継続して認定を受けるために認定申請 をする事業所の検証の対象

旧

第3計画期間に優良特定地球温暖化対策事業所の認定を受け、第4計画期間において継続して優良特定地球温暖化対策事業所の認定を受けるために認定申請を行う事業所の検証の対象は、第3計画期間において東京都へ提出されている基準適合状況の報告における評価書及び調書(以降、第3期評価書・調書)と第4計画期間の認定申請における評価書と調書(以降、第4期評価書・調書)を比較し、取組状況の程度に変更がある評価項目とする。

この事業所の検証において、検証主任者等は、検証前の事前確認において東京都に連絡することで、認定申請事業所の同意がある場合、東京都から第3期評価書・調書を受領することができ、第3期評価書・調書と第4期評価書・調書と敗することができる。第一区分事業所では第一号様式その3、第二区分事業所では第一号様式その4における各評価項目の評価点の欄を比較し、変更されている点を検証対象として、根拠書類との突合確認等を行うこととする。この場合、取組状況の程度に変更が無く、根拠書類との突合確認等を行わなかった評価項目は、検証チェックリストの適合の欄で「〇」の印を選択し、不備あり又は不明の判断理由の欄に"取組状況の程度に変化無し"と記入する。なお、111事業所及び設備の運用に関する事項における評価項目は、検証機関が事業所の状況を確認し、変更されている点以外を検証対象とすることができる。

頁	新				旧
39	表3.1 一定の条件を満たした場合、根拠書類との突合確認を省略可能な場			:場	
	合がある評価項目				
	等/定在日本民人	評価項目 No.			
	<u>評価項目の区分</u>	第一区分事業所	第二区分事業所		
	I一般管理事項	<u>I 1. 3∼ I 3. 2</u>	<u>I 1. 3</u> , <u>I 1. 5</u>		
		<u>I 3. 4∼ I 3. 7</u>	<u>I 2. 1∼ I 3. 2</u>		
		<u>I 4. 8</u>	<u>I 3. 4、 I 3. 6</u>		
			<u>I 4. 8</u>		
	Ⅱ性能に関する事項	<u>II 1. 1∼ II 3f. 9</u>	<u>II 1a. 1∼ II 4. 2</u>		
			<u>II 5a. 1∼ II 5j. 1</u>		
			(生産・プラント・特殊設備)		
			<u>II 5a. 1∼ II 5e. 2</u>		
			(上水道施設)		
			<u>II 5a. 1∼ II 5d. 4</u>		
			_(下水道施設)_		
			$\underline{\text{II 5a. } 1 \sim \text{II 5c. 5}}$		
			(廃棄物処理施設)		
58	第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第一区分				第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第一区分
	事業所)) その15				事業所)) その 15
	<ul><li>II. 3a. 11 空調 2 次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入 (チェック項目 1 略)</li><li>同一系統に空調 2 次ポンプが 3 台以上設置してある場合、ピーク時の運転台</li></ul>				Ⅱ.3a.11 空調 2 次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入
					(チェック項目1略)
					同一系統に空調2次ポンプが3台設置してある場合、ピーク時の運転台数が2
	数が2台以下のものが評価されていないか。				台以下のものが評価されていないか。

頁	新	旧
76	第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第一区分	第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第一区分
	事業所)) その 33	事業所)) その33
	IV.1.3 再生可能エネルギーシステムの導入	IV.1.3 再生可能エネルギーシステムの導入
	(チェック項目1, 2略)	(チェック項目1, 2略)
	バイオマス発電システム、バイオマス熱利用システム <mark>又は</mark> バイオマス燃料製	バイオマス発電システム、バイオマス熱利用システム、バイオマス燃料製造
	造システムの場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿った	システムの場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿ったバ
	バイオマス燃料によるものか。	イオマス燃料によるものか。
78	第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第一区分	第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第一区分
	事業所)) その 35	事業所)) その35
	V.1.6 特定温室効果ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績	V.1.6 特定温室効果ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績
	前年度のその他ガス <mark>削減</mark> 量実績及びその他ガス基準排出量を根拠書類で確認	前年度のその他ガス <mark>排出</mark> 量実績及びその他ガス基準排出量を根拠書類で確認
	できるか。	できるか。
107	第3号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第二区分	第3号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第二区分
	事業所)) その 26	事業所)) その 26
	Ⅱ.3b.4 年間を通して安定した地中温度を利用したシステムの導入	Ⅱ.3b.4 年間を通して安定した地中温度を利用したシステムの導入
	(チェック項目1略)	(チェック項目1略)
	<u>地中熱利用ヒートポンプ又は井水熱利用が含まれていないか。</u>	(新規追加)
117	第3号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第二区分	第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の検証チェックリスト(第一区分
	事業所)) その 36	事業所)) その36
	IV.1.3 再生可能エネルギーシステムの導入	IV.1.3 再生可能エネルギーシステムの導入
	(チェック項目1, 2略)	(チェック項目1, 2略)
	バイオマス発電システム、バイオマス熱利用システム <mark>又は</mark> バイオマス燃料製	バイオマス発電システム、バイオマス熱利用システム、バイオマス燃料製造
	造システムの場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿った	システムの場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿ったバ
	バイオマス燃料によるものか。	イオマス燃料によるものか。